

第 1 1 章 保安設備

第 11 章 保安設備

(保安設備)

第 47 条 公衆災害防止のため関係法令及び許可条件等に基づいて、保安施設を設置し、必要に応じて保安要員を配置させるとともに、労働安全衛生についても十分留意しなければならない。

[解 説]

1 工事保安設備

- (1) 本章は道路工事現場における作業員の安全と、一般交通の安全及び円滑を確保するために設ける保安施設の設置方法等について定めるものとする。
- (2) 保安施設の配置は、「保安設備設置基準」(以下「基準」という。)に基づき、作業場所、作業内容等に応じて配置形態を定めるものとする。
- (3) 請負者は保安施設の配置について、その計画書を作成し事前に所轄警察署と協議することが望ましい。
- (4) 標識、標示板などの様式、色彩、設置場所などについては、本基準及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府、建設省令第 3 号)」によらなければならない。
- (5) 標識板などは破損又は不鮮明なものを使用してはならない。
- (6) 設置した保安施設は、常に保守点検に努めなければならない。
- (7) 照明施設、赤色灯、回転灯などについては特に注意し、電球、電池などが損耗した場合には、直ちに取り替えができるように、予備品を常備しておかななければならない。
- (8) 工事現場は常に整理整頓に努め、工事に使用する機械器具、資材などをみだりに路上に放置してはならない。
- (9) 工事に使用する機械器具、資材などは必ず余裕区間内(トラ柵で囲まれた区域内)に置かななければならない。ただし、これにより難い場合には一般交通の支障にならない場所でなければならない。

2 交通安全対策

- (1) 施工者は、建設工事公衆災害防止対策要綱第 3 章交通対策を参考にして道路標識等を設置しなければならない。
- (2) 交通量の多い道路上の工事箇所及び運搬路の交差点等には交通誘導員をおいて交通の渋滞と事故の防止をはかること。ただし、補助的な信号機を使う場合にも交通誘導員は配置しなければならない。
- (3) ダンプトラック等による土砂、資材などの運搬にあたっては路上への落下の防止を考慮し、帆布にて覆うなどの必要措置を講じること。
- (4) 重機作業(積・卸作業を含む)においては一般交通への危険防止並びに、他施設(人家、架線、鉄道等)の損傷防止のため見張人の設置、又は必要な防護措置を講ずること。
- (5) 工事箇所を交通の用に供する場合(埋戻し跡、覆工箇所、工事中の路面)交通に危険のな

いようできるだけ段差不陸のないようにすること。

標識・柵等の規格

名称	(213) 標識	(301) 標識	(120-A) 標識	赤色灯
記号	△			○
様式及び標準寸法 (m/m)				
注	夜間全面反射とすること。 予告の場合は補助板をつけること。 補助板も全面反射とする。 拡大率 1.6 倍を標準とするが場所によっては 1.3 倍を用いることができる。			柱の黄色部分は夜間反射とする。

名称	工事案内板	工事案内板の補助板	まわり道案内板
記号	T		T
様式及び標準寸法 (m/m)			
注	「道路工事中」は赤色のスコッチテープその他の文字線青色、地を白色とする。 緑の余白は 2 cm、緑線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする。 拡大率 1.3 倍を標準とするが場所によって 1 倍を用いることができる。	「昼夜間」のうち、「昼」「間」は白スコッチテープ地は青色とし、「夜」は青色地は白色スコッチテープとする。 拡大率 1.3 倍を標準とするが場所によって 1 倍を用いることができる。	「まわり道」は青色スコッチテープ、矢印は赤色スコッチテープその他の文字及び記号を青色、地を白色とする。緑の余白は 2 cm、緑線の太さは 1 cm とする。 拡大率 1.3 倍を標準とするが場所によって 1 倍を用いることができる。

名称	ロープ柵	セイフティコーン	回転灯	スポット型水銀灯
記号	~~~~~		◎	○
様式及び標準寸法 (m/m)				高さは案内板に応じた高さとし、形状、寸法は任意とする。
注	黄色部は夜間反射シート貼付のこと。	黄色部は夜間反射シート貼付のこと。	回転部は黄色とする。基部は任意	

名称	トラ柵	パネルフェンス	電光表示板
記号	—	—	
様式及び標準寸法 (m/m)			
注	黄色部は夜間反射シート添付	黄色部は夜間反射シート添付	黄色部は夜間反射シート添付

注) 標識、標示及びトラ柵は原則として鉄製品とする。

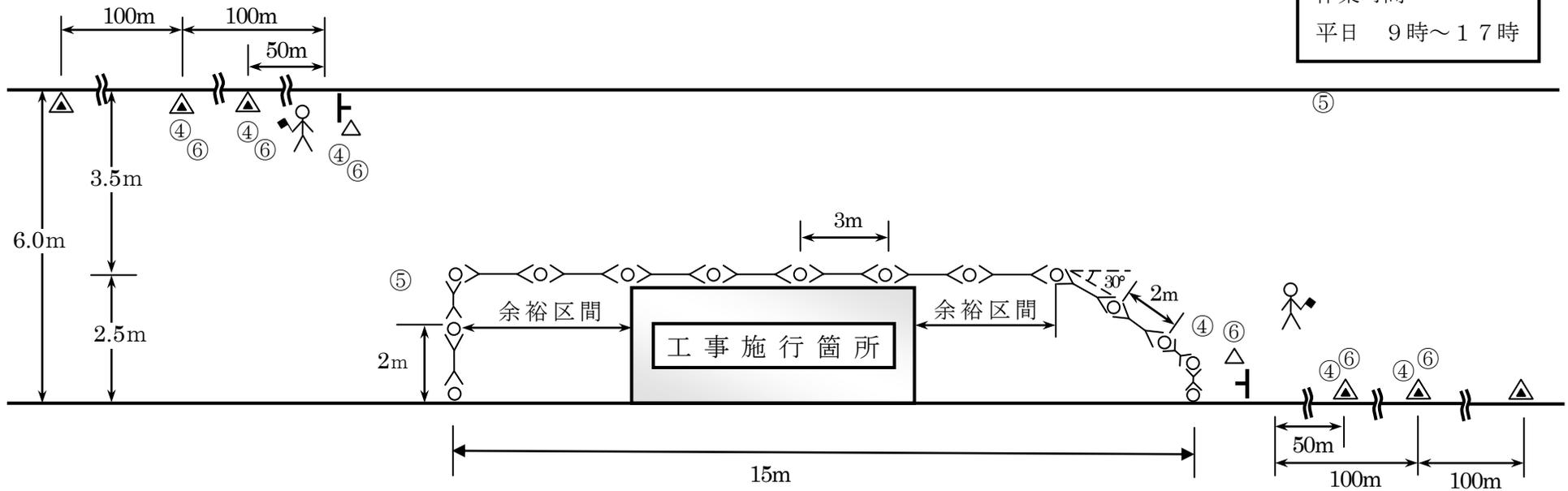
名称	211 標識	212-2 標識	311-F 標識	329 標識
記号	①	②	③	④
様式及び 標準寸法 (m/m)	<p>警戒標識 (211)</p>	<p>警戒標識 (212-2)</p>	<p>規制標識 (311-F)</p>	<p>規制標識 (329)</p>
注	<p>夜間全面反射とすること。 予告の場合は補助板をつけること。 補助板も全面反射とする。 拡大率 1.6 倍を標準とするが場合によっては 1 倍又は 1.3 倍を用いることができる。</p>			

名称	工事区間終り	片側交互交通
記号	⑤	⑥
様式及び 標準寸法 (m/m)		
注	<p>(1) 一字の大きさは 150m/m とし、字体はゴシック体とする。文字及び縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。</p>	

片側交互交通

作業時間
平日 9時～17時

174



- ④ 1. 余裕区間長は、工事施行延長、資器材の配置状況により決定するが、一般に10mを標準とする。
- 2. 工事期間中、交通誘導員等を配置する。

記号凡例

ト ラ 柵 ○ セイフティコーン（カラーコーン） △ 213警戒標識（工事中） † 工事中看板

補助板付き213警戒標識
 （この先○○m工事中）
 交通誘導員（ガードマン）

④ 329規制標識（徐行）

⑤ 「工事区間終り」標識

⑥ 「片側交互交通」標識

